

条項	委員名	意見内容	対応案
第 1 条	野口委員	・今回の委員会は、諮問案件の調査をもって終了するため、 諮問案件に限定した要綱とすべきである。	【修正案】 ・次のとおり条文を修正する。 《案文》 第 1 条 この要綱は、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則（平成 27 年大阪市規則第 177 号。以下「規則」という。）第 13 条の規定に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）の運営が行う平成 27 年 6 月 16 日付け大人事第 81 号の諮問についての調査審議に関し必要な事項を定めるものとする。 《修正理由》 ・この要綱が、今回の諮問案件の調査審議にのみ適用されることとするため。
第 2 条 第 9 条	野口委員 草地委員	・今回選任された委員は、市長からのみ選任されており、この条文における「教育委員会」は削除すべきである。	【修正案】 ・次のとおり条文を修正する。 《案文》 第 2 条 委員会は、市長又は教育委員会からの諮問に応じ、次の事項の調査審議を行う。 （１）～（３） 省略 （委員の報告義務）

条項	委員名	意見内容	対応案
			第9条 委員は、大阪市その他の調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合は、その旨を市長及び教育委員会並びに委員会に報告しなければならない。 2 委員会は、前項の報告があった場合は、当該委員の調査事案からの除斥の要否について、市長及び教育委員会に意見を述べるものとする。 《修正理由》 ・この要綱が、今回の諮問案件の調査審議にのみ適用されることとしたため。
第5条	草地委員	・第5条第2項にだけ「職員」という文言が使用されているが、「職員」の位置付けがわかりにくい。 ・第7条では「事務局」となっており、事務局の個々のメンバーが職員ということか。	【修正案】 ・次のとおり条文を修正する。 《案文》 第5条 省略 2 事務局の職員が委員会で発言するときは、委員長の許可又は指示によらなければならない。 《修正理由》 ・職員の位置付け、及び職員は発言を認められた場合にのみ発言できることを明確にするため。
	野口委員	・職員は、委員会により発言を認められた場合にのみ発言すべきであるため、第5条第2項を削除すべきである。	
第7条	草地委員	・議事録について、事務局作成後、公開前に委員がチェックする機会があるのであれば、特に加筆・修正等の意見はな	【修正案①】 ・次のとおり条文を修正する。（「委員会」から「会議」への

条項	委員名	意見内容	対応案
		い。 ・ 前回の委員会前に出された「議事録は委員が作成した方がよい」との意見については、被害児童側の意見を受けて事務局を人事課に設置したことを委員会で確認できたため、事務局が議事録を作成することで良いと考えている。 ・ しかしながら、この要綱案では、議事録の作成が事務局に固定されるため、委員が作成できる場合も確保するという意味で、第7条に次の条項を付加する方法もある。 《案文》 <u>3 委員会は、特にその必要があると認めたときは、第1項の議事録及び前項の資料を委員に作成させることができる。</u>	修正は、適切な文言とするため、当初案を修正。） 《案文》 （議事録等の作成） 第7条 委員会の議事録は、委員会会議開催後、速やかに事務局において作成し、所定の手続により公開するとともに、委員に送付しなければならない。 <u>2 委員会は、特にその必要があると認めたときは、前項の議事録を委員に作成させることができる。</u> 2-3 委員会は、調査審議の公平、中立に支障とならない限りで、前項第1項の議事録のほかに、事務局に資料を作成させることができる。 《修正理由》 ・ 委員会の議事録について、事務局だけでなく委員も作成できる場合を確保するため。 ・ ただし、委員会の調査審議に関する資料については、基本的には、議事録は事務局が、その他の資料は委員会が作成するものであるため、議事録以外の資料を委員に作成させることができる旨の規定を設ける必要はないと考えられる。
第7条 及び 追加条項	野口委員	・ 職員は自ら審議に参加し、意見を述べることは許されない。これは、委員会の独立、公平性を担保するためである。 ・ しかし、委員会委員は非常勤のため、委員会活動の補助的	<u>【修正案②】</u> ・ 次のとおり条文の修正及び追加を行う。 《案文》

条項	委員名	意見内容	対応案
		作業に市職員の協力を求めることは必要な場合がある。 ・これらを踏まえ、次のとおり第7条の修正及び第8条を追加すべきである。 《案文》 (議事録等の作成) 第7条 委員会は、委員会開催後、速やかに議事録を作成し、各委員に送付するとともに、第4条第1項で公開された会議の議事録及び特に公開が相当と判断された議事録を公開する。 (職員の協力) 第8条 委員会は議事録作成の補助、記録の謄写、保管、資料作成、連絡等のため市職員の協力を求めることができる。	(議事録等の作成) 第7条 委員会の議事録は、<u>委員会会議</u>開催後、速やかに<u>議事録を事務局において作成し、所定の手続により公開するとともに、各委員に送付するものとする</u>しなければならない。 2 委員会は、調査審議の公平、中立に支障とならない限りで、前項の議事録のほかに、事務局に資料を作成させることができる。 <u>2 委員会は、前項の規定により作成した議事録を事務局に送付し、事務局は、これらを所定の手続により公開するものとする。ただし、非公開で行われた会議にあっては、委員会が事務局に送付する議事録をその議事要旨の送付とすることができる。</u> <u>(職員の協力)</u> <u>第8条 委員会は、議事録作成の補助、記録の謄写、保管、資料作成、連絡等のため事務局の職員に協力を求めることができる。</u> 《修正理由》 ・議事録の作成等委員会の運営補助に関する事務については、委員には調査審議に集中していただくため、事務局が行うものとして規定していたが、それらの事務を委員会が行うと判断されれば、規定をその内容に修正することについて特に問題はなく、また、委員会の求めに応じて、事務局が

条項	委員名	意見内容	対応案
			その運営補助を行うことは当然であるため、第8条としてその旨を追加する。 ・しかしながら、会議の議事録等を市ホームページ等で公表することは、審議会の設置主体である市の責務であり、公表内容については、市に一定の説明責任があるため、委員会が議事録を作成した場合、公開の会議の場合はその全文を、非公開の会議の場合は、議論の概要がわかる議事要旨を事務局に送付することとする必要がある。
第8条	草地委員 野口委員	・「諮問」と対応させるのであれば「意見の答申」とする方が正確ではないか。（規則（第11条）でも「意見の具申」という言葉が使用されているが。）	・「諮問」に対応する語句として、本市の条例・規則では「意見の具申」という語句を使用しており、当初案のとおりとする。

条項	委員名	意見内容	対応案
第 10 条	草地委員 野口委員	・ 守秘義務について、委員だけでなく、専門委員や職員についても規定する必要があるのではないか。	【修正案】 ・ 次のとおり条文を修正する。 《案文》 第 10 条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 《修正理由》 ・ 委員だけでなく、専門委員にも守秘義務を課す必要があるため。 ・ 職員については、地方公務員法において守秘義務が課されているため、規定する必要はないと考えられる。
追加条項	折出委員	【関係者の出席について（追加）】 ・ 委員会が規則第 9 条に基づき関係者の出席を求めた場合において、当該関係者から付添人の同席を求められた場合の対応について、明確に規定すべきではないか。	【修正案】 ・ 次のとおり条文を追加します。 《案文》 <u>（関係者の出席）</u> <u>第 6 条 規則第 9 条の規定により委員会に出席する関係者は、委員会が必要と認めた者に限り、付添人として同席させることができる。</u> 《修正理由》 ・ 関係者から委員会への出席にあたり付添人の同席を求められた場合の取り扱いを明確にするため。